

## 特別支援学校への就学奨励費助成要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、特別支援学校の就学に係る経費の負担軽減を図ることを目的とする。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象となる者は、毎年度の2月1日現在において新潟市に住所を有する者で公立の特別支援学校に在学している者の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）、もしくはその就学に要する経費を負担する者（以下「保護者等」という。）、又は在学者本人（保護者等が市外に住所を有する場合は除く。）とする。

### (助成金の支給)

第3条 市長は、保護者等又は在学者本人に対し、予算の範囲内で別に定める額の助成金を支給する。

### (助成金の申請)

第4条 保護者等又は在学者本人は、特別支援学校就学奨励費助成申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、在学する特別支援学校を経由して行うものとする。

この場合において、特別支援学校の長は申請のあった者が在学者であるか否かについて市長に副申しなければならない。

### (支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を支給するか否かを決定し、特別支援学校就学奨励費支給不支給決定通知書（別記第2号様式）により通知しなければならない。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和54年1月29日から施行し、昭和53年度分として支給する助成金から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年1月15日から施行する。

年 月 日

(あて先)  
新潟市長

申請者 住所 新潟市 区

氏名 印

電話番号

対象児童生徒との関係(○で囲む)

- ・ 保護者
- ・ 就学に要する経費を負担する者
- ・ 本人

## 特別支援学校 就学奨励費 助成申請書

下記児童生徒に係る就学奨励費の助成を申請します。

### 1 対象児童生徒氏名等

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 学校名 |                         |
| 氏名  | 生年月日<br>年 月 日生<br>(満 歳) |

### 2 振込先口座

| 金融機関名 | 本支店名 | 預金種別     | 口座番号 | フリガナ    |
|-------|------|----------|------|---------|
|       |      |          |      | 口座名義人氏名 |
|       |      | 普通<br>当座 |      |         |